

## 東大和市税条例等の一部を改正する条例

### (東大和市税条例の一部改正)

第1条 東大和市税条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第31条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第33条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第33条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第33条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第47条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第47条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第48条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第59条の3の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第59条の4 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この

条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第60条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第80条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第80条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第114条第6項中「第47条第6項」を「第47条第7項」に改める。

第146条の見出しを「(都市計画税の納税義務者等)」に改め、同条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

第147条の見出しを「(都市計画税の税率)」に改める。

第148条の見出しを「(都市計画税の賦課期日)」に改める。

第149条の見出しを「(都市計画税の納期)」に改める。

第150条の見出しを「(都市計画税の賦課徴収等)」に改める。

付則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パー

セントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

付則第3条の3第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

付則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

付則第10条中「第15条の3の2までの規定」を「第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定」に、「又は法」を「又は」に、「第15条の3の2まで」を「第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

付則第10条の2中第24項を第26項とし、第23項を第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する固定資産税の課税標準に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第10条の2中第22項を第23項とし、第17項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第10条の2に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は、零とする。

付則第10条の4第1項中「受けようとする者」の次に「(第47条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者であつて、当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとするものを含む。)」を加える。

付則第12条、第13条、第13条の3及び第15条中「又は法」を「又は」に改める。

付則第15条の3中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

付則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

付則第18条の6第1項中「第47条第5項」を「第47条第6項」に改める。

付則第18条の11を付則第18条の12とし、付則第18条の10の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第47項の条例で定める割合)

第18条の11 法附則第15条第47項に規定する都市計画税の課税標準に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第19条から第22条の2まで、第22条の4及び第22条の5中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第22条の8中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「第34項」を「第33項」に、「第34項又は法」を「第33項又は」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 東大和市税条例の一部を次のように改正する。

第16条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第17条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第20条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第28条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第28条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第43条第10項から第12項まで」を「第43条第9項から第16項まで」に改める。

第28条第2項の表第1号才中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第43条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第

34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第43条の2第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第44条第4項から第6項までを削る。

第80条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

付則第3条の2第2項中「及び第4項」を削り、「これら」を「同項」に改める。

付則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

付則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

付則第18条の7の2の次に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第18条の7の3 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第31条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第18条の7の4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

付則第22条の8中「第61条」を「第63条」に改める。

(東大和市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 東大和市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、東大和市税条例第21条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中東大和市税条例第80条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中東大和市税条例第21条第1項第2号、第31条の2及び第33条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例付則第3条の2、付則第3条の3第1

項、付則第17条第1項及び付則第17条の2第3項の改正規定並びに第2条中同条例付則第10条の改正規定、同条例付則第10条の2第27項の改正規定、同条例付則第18条の7の2の次に2条を加える改正規定及び同条例付則第22条の8の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中東大和市税条例第80条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の東大和市税条例（以下「新条例」という。）付則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第21条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第31条の2及び第33条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第33条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第20条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第33条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第33条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第33条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の東大和市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第47条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第47条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第59条の4の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 新条例付則第10条の2第17項の規定は、令和2年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第30項第2号ハに規定する設備に対して課する令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例付則第10条の2第25項の規定は、令和2年4月1日以後に指定される地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第47項に規定する浸水被害軽減地区（附則第8条第2項において「浸水被害軽減地区」という。）内にある土地に対して課する令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例付則第10条の2第27項の規定は、令和2年4月30日以後に取得され



る地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第62条に規定する家屋及び構築物に対して課する令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成31年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第18条の11の規定は、令和2年4月1日以後に指定される浸水被害軽減地区内にある土地に対して課する令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

3 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日の前日までの間における新条例付則第22条の8の規定の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

令和2年第3回定例会  
第 号議案資料

東大和市税条例等の一部を改正する条例

## 東大和市税条例等の一部改正について

### 1 改正趣旨

令和2年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による地方税法等の改正に伴い、市税条例等の規定の整備を行う。

### 2 主な改正内容

#### (1) 固定資産税におけるみなす課税対象の追加（令和2年度税制改正）

固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等の事例において、調査を尽くしても所有者が一人も特定できない場合、使用者を所有者とみなして固定資産税を課税できる規定の整備を行う。

#### (2) 個人住民税における未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除の見直し等（令和2年度税制改正）

これまで、未婚のひとり親は寡婦（夫）控除の対象とはなっていなかったところ、令和2年度税制改正により令和3年度の個人住民税から控除の対象とする見直しが行われた。また、この見直しに伴い個人住民税における人的非課税対象についても、ひとり親及び寡婦を対象とする見直しが行われた。

これらの見直しを受けて、条例における規定について整備を行う。

#### (3) 軽自動車税における環境性能割臨時軽減の延長（新型コロナウイルス感染症対策）

燃費性能に優れる自家用乗用車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする規定の整備を行う。

### 3 概要説明

#### (1) 各条の改正概要

##### ア 第1条による改正（東大和市税条例の一部改正）

条文	改正概要
第21条（個人の市民税の非課税の範囲）	個人市民税の非課税の範囲について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加する改正
第31条の2（所得控除）	所得控除について、ひとり親控除を対象に追加する等の改正
第33条の2（市民税の申告）	地方税法の改正に伴う引用条項の整理
第33条の3の2（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）	給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、申告書にその旨の記載を不要とする改正
第33条の3の3（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）	公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする改正

条文	改正概要
第47条（固定資産税の納税義務者等）	固定資産税の納税義務者について、調査を尽くしても所有者の存在が不明である場合に、その使用者を所有者とみなすことができる規定の新設等
第48条（固定資産税の課税標準）	地方税法の改正に伴う引用条項の整理
第59条の4（現所有者の申告）	所有者として登記がされている個人等が死亡している場合、相続人等現所有者へ賦課徴収に必要な事項の申告を求められることができる規定の新設
第60条（固定資産に係る不申告に関する過料）	正当な理由なく第59条の4の申告をしなかった場合、過料の対象とする改正
第80条（たばこ税の課税標準）	軽量の葉巻たばこについて、紙巻たばこの本数へ換算して課税する（令和2年10月1日から2段階で見直し） 規定の整備等 ※ 令和2年10月1日施行
第114条（特別土地保有税の納税義務者等）	第47条の改正に伴う引用条項の整理
第146条（都市計画税の納税義務者等）	都市計画税の納税義務者等の規定について、地方税法の改正に伴う引用条項の整理等
第147条（都市計画税の税率）	見出しの規定の整備
第148条（都市計画税の賦課期日）	見出しの規定の整備
第149条（都市計画税の納期）	見出しの規定の整備
第150条（都市計画税の賦課徴収等）	見出しの規定の整備
付則第3条の2（延滞金の割合の特例）	租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備
付則第3条の3（納期限の延長に係る延滞金の特例）	租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備
付則第8条（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する改正
付則第10条（読替規定）	地方税法の改正に伴う引用条項の整理（新型コロナウイルス感染症対策に関する条項の追加）等

条文	改正概要
付則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	生産性革命の実現に向けた事業用家屋及び構築物について、「わがまち特例」（固定資産税の軽減のための課税標準の特例措置）の対象に加える規定の新設（新型コロナウイルス感染症対策）等
付則第10条の4（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	規定の整備
付則第12条（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）	規定の整備
付則第13条（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）	規定の整備
付則第13条の3	規定の整備
付則第15条（特別土地保有税の課税の特例）	規定の整備
付則第15条の3（軽自動車税の環境性能割の非課税）	軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6月延長する改正（新型コロナウイルス感染症対策）
付則第17条（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の新設
付則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長する改正等
第18条の6（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	第47条の改正に伴う引用条項の整理
付則第18条の11（法附則第15条第47項の条例で定める割合）	浸水被害軽減地区内の土地について、「わがまち特例」（都市計画税の軽減のための課税標準の特例措置）を導入するための規定の新設

条文	改正概要
付則第18条の12（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	第18条の11の新設に伴い、同条から条繰り下げ
付則第19条（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）	地方税法の改正に伴う引用条項の整理等
付則第20条	地方税法の改正に伴う引用条項の整理等
付則第21条	地方税法の改正に伴う引用条項の整理等
付則第21条の2	地方税法の改正に伴う引用条項の整理等
付則第22条	地方税法の改正に伴う引用条項の整理等
付則第22条の2（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）	地方税法の改正に伴う引用条項の整理等
付則第22条の4	地方税法の改正に伴う引用条項の整理等
付則第22条の5	地方税法の改正に伴う引用条項の整理等
付則第22条の8	地方税法の改正に伴う引用条項の整理（新型コロナウイルス感染症対策に関する条項の追加）等

イ 第2条による改正（東大和市税条例の一部改正）

条文	改正概要
第16条（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）	地方税法の改正に伴う引用条項の整理等
第17条（年当たりの割合の基礎となる日数）	第44条第4項削除に伴う規定の整備
第20条（市民税の納税義務者等）	地方税法の改正に伴う引用条項の整理等
第28条（均等割の税率）	法人税法において連結納税の廃止をしたことに伴う規定の整備等
第43条（法人の市民税の申告納付）	法人税法において連結納税の廃止をしたことに伴う規定の整備等
第43条の2（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）	法人税法において連結納税の廃止をしたことに伴う規定の整備等

条文	改正概要
第44条（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）	法人税法において連結納税の廃止をしたことに伴う規定の削除
第80条（たばこ税の課税標準）	軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこの本数へ換算して課税する（令和2年10月1日から2段階で見直し） 規定の整備等 ※ 令和3年10月1日施行
付則第3条の2（延滞金の割合の特例）	第44条第4項削除に伴う規定の整備
付則第10条（読替規定）	地方税法の改正に伴う引用条項の整理
付則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	地方税法の改正に伴う引用条項の整理
付則第18条の7の3（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）	新型コロナウイルス感染症等の影響により、イベントが中止等になり、主催者に対する入場料金等の払戻請求権を放棄した場合、寄附金控除の適用対象とする規定の新設
付則第18条の7の4（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）	住宅借入金等特別税額控除について、新型コロナウイルス感染症の影響により、入居期限（令和2年12月31日）に遅れた場合においても、契約期限等一定の要件を満たすことにより、控除対象とする規定の新設
付則第22条の8	地方税法の改正に伴う引用条項の整理

ウ 第3条による改正（東大和市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第1号）の一部改正）

条文	改正概要
第21条（個人の市民税の非課税の範囲）	単身児童扶養者を非課税措置の対象者に追加する改正規定を削除
附則第1条（施行期日）	単身児童扶養者を非課税措置の対象者に追加する改正規定に係る施行期日の規定を削除
附則第4条	単身児童扶養者を非課税措置の対象者に追加する改正規定に係る適用区分の規定を削除

（2）改正附則の概要

条文	概要
附則第1条（施行期日）	条例の施行期日
附則第2条（延滞金に関する経過措置）	延滞金の適用区分

条文	概要
附則第3条（市民税に関する経過措置）	個人市民税の適用区分
附則第4条	法人市民税の適用区分
附則第5条（固定資産税に関する経過措置）	固定資産税の適用区分
附則第6条（市たばこ税に関する経過措置）	市たばこ税の適用区分
附則第7条	市たばこ税の適用区分
附則第8条（都市計画税に関する経過措置）	都市計画税の適用区分